神奈川県立歴史博物館
Kanagawa Prefectural Museum of Cultural History

論題	近世御免勧化と寺社の格合―御免勧化に対する寺社側の意識―
著者	鈴木良明
掲載誌	神奈川県立博物館研究報告―人文科学―　第 12 号
ISSN	0910-9730
刊行年月	1985 年（昭和 60 年）3 月
判型	JIS-B5（182mm × 257mm）

近世御免勧化と寺社の格合

――御免勧化に対する寺社側の意識――

鈴木良明

一

勧化とはもともと仏の教を勧めてそれに化するという宗教上の用語であるが、それが寺社の建立・修復、或は尊像の造立・修復などの為に人々に勧めて寄附を募ることに用られ、転じて金品の寄附行為そのものという語として定着したといわれている。

近世における勧化は、寺社の修理・修復等臨時に多額の費用を要する際に、寺社側がその費用捻出法のひとつとして最も広く且一般的に行ったものであった。

こうした勧化に対し、幕府は次第に規制・統制を加え、幕府の許可を得て行う「御免勧化」とそれ以外の「自分勧化」「私勧化」を明確に区別して行くようになる。幕府の許可を得て行う勧化は『御触書集成』（寛保・宝暦・天明・天保）を見ると、享保七年四月、熊野三山権現社の修復に際し出された触書を初出としこれ以降約三百件の勧化許可が見える。これら御免勧化は近世における幕府寺社政策上の問題と密接なかかわりを持つものであり、御免勧化政策の導入は寺社を最低限度維持するという観点から、当該寺社の修理・再建に際し自力でできない場合にのみ与えられた幕府助成策のひとつであった。筆者は以前、御免勧化は当該寺社がいかに徳川家との由緒関係があるかによって可否がなされるという幕府法令に準拠しつつ、御免勧化を与えられる層の寺社群が幕府の心積りとしてあったであろうことを述べたことがある。(1) そして、Ⅰ幕府より金品の下賜を与えられる寺社、Ⅱ御免勧化を与えられる寺社、Ⅲ開帳（江戸などへの出開帳）を与えられる寺社、Ⅳその他の寺社、の四つの段階的寺社の格合が幕府内にあったであろうことを想定し、御免勧化が与えられる寺社層の格合を幕府諸助成策との関係で位置ずけた。(2) しかし、このことはあくまで幕府側から見た格合と助成策においてであって、御免勧化を許可された寺社側においては自からの格合をどのように考え評価していたのであろうかとの問題が残る。

小稿は、御免勧化を与えられた寺社がその受入れに際し、自から考える格合と御免勧化をどのようにとらえ対応をしたかを若干の史料により検討してみたい。

二

御免勧化の方法には僧侶・社家などの者が、諸国を巡行しないで金品を募るものと、諸国を巡行して金品を募るという二つのタイプに大別することができる。

前者の巡行をしない勧化とは、享保七年四月熊野三山権現社大破に際し渡された触書(3)に集約されているのでこれにもとずき述べてみ

たい。まず万石以上の大名へ渡った触では

一右三山之輩當地諸大名之屋敷々え相廻り、寄進之儀可申候、其上家中之面々町在寺社等ニ至まて、勧化之儀直々其屋敷々ニて申達、勧化帳差置、江戸屋敷中并領内え被差廻候様致度旨可相頼候間、無滞様ニ可被申付候、…(略)…

一右勧化物之事、江戸ニて奉加有之分は、當寅四月より同八月迄之内ニ、三山之輩相廻り、請取候様仕度由可申事

一領内にて取集候分は、江戸并京、大坂之屋敷々え、當寅十月朔日より来卯三月晦日迄之内、右奉加請取ニ相廻り可申候條、其砌渡候様仕度旨可申事

一上方向寄ニて京、大坂ニ屋敷無之面々は、彼地ニ有之紀井殿藏屋敷家来迄差越候様仕度旨可申事

とあり、江戸市中の各大名屋敷へ三山之輩が出向き勧化の主旨を申し依頼すれば、勧化帳を差置くだけでよく、江戸屋敷並びに領内へも勧化帳を差廻してもらうことができ勧化物を募るというものである。奉加された勧化物は指定された期日内に各屋敷へ三山之輩が請取に赴くとしている。しかも各大名の領内で取集められた勧化物は江戸・京・大坂の各屋敷へ回送されそこへ請取りに行けばよく、京・大坂に屋敷の無い大名の領内での勧化物は紀井殿藏屋敷へ差出すよう命じている。また、大目付、御目付へ渡った触では

一當表屋敷之分えは三山之輩相廻、勧化之儀可申達候、其外頭支配有之分えは其頭支配え相廻り、組中并支配之面々并其家来共迄えも、勧進帳相廻候様仕度旨、三山之輩可申候間、信向之輩ハ寄進之儀可有之候、…(略)…

一右勧化物之事、當寅四月より同八月迄之内ニ、三山之輩相廻り請取候様仕度旨可申事、

一万石以下之面々知行所えは、向寄之御代官中より勧進状差廻し、奉加も御代官中より取立筈ニ候事

とあり、旗本や万石以下の者たちへも勧進帳、状が廻り勧化物を取集めることができた。そして、寺社奉行へ渡った触では「當地之外、寺社之分ハ三山之輩向寄之御代官を頼置候て、勧進帳可相廻候、尤勧化物も右御代官所ニて取立候筈候間」と當地(江戸市中)以外の寺社領の御免勧化と取集法が記され、また御勘定奉行へ渡った触では「御料は御代官中より勧進帳相廻シ、奉加可取立候、且又万石以下面々之知行所并在々ニ有之寺社并寺社領も、御代官より取立候様可被致候」と天領、私領、私領中の寺社・寺社領までにも勧化を行い勧化物を取集めることができた。

このように熊野三山権現社大破に際しての御免勧化触に示された勧化物の取集法は、幕府の支配機構を通して勧進帳を差廻し勧化を行うもので、当事者側が諸国を徘徊巡行するものではなかった。

一方、当事者が諸国を巡行する御免勧化は原則的には相対勧化の法である。一例として寛保二年五月、豆州三嶋明神社に対して出された御免勧化触(4)を紹介しておく。

豆州三嶋明神神主　矢田部伊織

伊豆國　駿河國　甲斐國

相模國　武蔵國　上野國
下野國

右三嶋明神社及大破候付、修復助力、勧化御免、寺社奉行連印之勧化状持参、當戌年より子年迄、御料私領寺社領在町可致巡行間、志之輩は物之多少ニよらす、可致寄進旨、御料ハ御代官、私領ハ領主、地頭より可申渡候

伊豆国三嶋明神社の大破に際して与えられた御免勧化は、寛保二戌年五月から同四子年五月までの三ヶ年に亘り、伊豆國他六ヶ國の御料、私領、寺社領等を問わず社家の者が巡行するというもので、この旨を御料は代官、私領は領主地頭から周知すべきとしている。つまり、前述した熊野三山権現社御免勧化の触にあらわれたる勧化の方法とは質を異にするものであり、指定された七国を相対勧化により巡行する許可であった。尤、このような相対勧化巡行であっても、代官、領主、地頭、あるいは寺院の触頭等から巡行先へ添触が流されており、場合によっては当事者が領主などに勧化物の取集めを直接依頼することもあったようである。

天明二年十二月、相州鎌倉円覚寺の御免勧化触が公布され、翌天明三年から同六年までの四年間七国の勧化巡行が認められた(5)。巡行先の七国へは円覚寺役者が中心となり分担して行くことが衆議で決っており、信濃国へは同寺塔頭帰源院が化主となって(6)天明六年五月に赴いた。化主帰源院は松代藩城下でも勧化を行ったが、勧化物の取集めを領主真田伊豆守へ依頼したもの思え、これを示す史料が円覚寺所蔵文書の中にある。

覚

一金七両也　但鎌倉圓覚寺御免勧化ニ付領主并家中領内村々并諸寺社共ニ御免勧化金

一金弐分也　但當城下町御勧化金

〆

右者　御免勧化ニ付當地御着之上、取集之儀御頼ニ付領主役所江申立、右勧化金御渡申候以上

信州松代
真田伊豆守城下槍奉行
伴三郎右衛門㊞

天明六午年閏十月朔日

相州鎌倉郡圓覚寺巡行役者
帰源院様

これは勧化金を渡した際の覚書であるが、奉加帳を差廻しその勧化金を松代藩役人が取集めたものであろうから、化主帰源院は当地へ赴たものの相対勧化は行なわずにいたものと考えられる。このように場合によっては勧化物の取集めを領主等に依頼することもあったのであろう。しかし、基本的には当該地へ赴き相対勧化を行うことであった。

御免勧化には、各地を巡行しないで勧化物を取集める方法と巡行をする法のいずれかの方途があったにせよ、この勧化は幕府の許可を得た勧化であって、それが御触書として公布されるや幕府末端機構にまで伝達・周知され、勧化に対応する為のさまざまな助力が各所で払われるのである。このことからして、御免勧化は「私勧化」

「自分勧化」といわれる勧化よりも容易にして且効果的な勧化を行うことができ、実に経済的効率のよい結果をもたらすものであった。この点に関する認識は当然幕府側にもあって、為に御免勧化は寺社助成策のひとつとして位置ずけられ、御免勧化触を発するに際し「……修復為二助成一　勧化　御免」「……修復為二助力一　勧化　御免」との文言が必ず挿入されることになる。

このように経済的効果の高い御免勧化であらばこそ寺社側は競って御免勧化を目論み多数の勧化願が出願されるのである。『御觸書集成』を見ると、享保から天保の間に約三百件もの御免勧化触が記されている。『御觸書集成』は御免勧化が許可になった寺社のみの記載でしかないが、御免勧化を企て出願した寺社は相当多数にのぼったことは想像に難くない。

こうした多数出願される御免勧化に対し幕府は極力規制・統制の方向に向うのは当然の帰結であろう。享保以降御免勧化は増加の一途をたどるが、一方、従来御免勧化の許可を得ながらも村方によっては地頭により勧化が禁止されていた所もあったが、寛保二年五月の触[7]に「……従　公儀御免之上、諸国巡行之事ニ候條、寺社奉行連印之勧化状持参候寺社之輩えは、志次第可致勧化」とあり、私領にも巡行が可能となり御免勧化のより効率化を促す策がとられた。御免勧化規制の方向と御免勧化の円滑的巡行の促進は一見矛盾するが、幕府の諸規制はあくまでその許可基準の厳格化であって御免勧化を全面的に禁じるものではなく、前述の触に示された円滑的巡行をはかることと相入れざるものではない。しかし、御免勧化願の増加によってその許可基準が度々徹底され触書として出されている。その初出は寛延三年四月、寺社奉行へ渡った触で[8]

近年寺社建立又ハ為修復、御免勧化之儀、数多願出候、公儀御建立地、且至て譯有之候ハ格別、左も無之分向後取上ニ不及、願出候ハヽ、難成段申聞、可被相返候、

とあり、当該寺社が公儀により建立されているかによって御免勧化を許可する以外は、願を取り上げないとの原則方針を示し、御免勧化の多数出願に寺社奉行が対処すべきとしている。この方針はその後も踏襲され、宝暦七年五月、寺社奉行へ渡った触[9]でも「……自力ニ修復難調儀も有之、願出候ハヽ、寺社之格合を以、勧化　御免被仰付候儀も可有之」と、寺社の格合が無ければ御勧免化を容易には取り上げないとしている。その後も御免勧化の許可にあたって度々前述のような運用基準が担当の寺社奉行へ触られ周知徹底がなされている。

こうした触書が度々出される状況は、その出願が多数あったとともに御免勧化が寺社の修復にとってとりわけ有効な策であったかを窺うことができる。また、御免勧化が寺社側にとって有利な集金策であり、それが寺社の格合によって運用されるならばこそ、寺社側はなんとしてでも格合を高めるべく方策をめぐらした。明和四年十二月、寺社奉行へ渡った触[10]には

堂上方之猶子と稱候諸寺院之僧侶、其寺格相當之儀は勿論之事ニ候得共、不相當之寺院ニも格式宜可相成手段ニて、猶子ニ相成候類も有之趣ニ相聞候、右類ハ御條目掟等えも相障、如向成

事ニ候、向後猥ニ無之様急度可相守候、尤寺格相當之猶子と寺院は、御條目掟等不相背様急度可相心得候

右之趣、諸國末々迄不相洩様、可被相觸候

とあり、猥に堂上方の猶子となって寺院の格を高めることを禁じているが、不正な手段をもってしてでも幕府の諸助政策にあずかろうとすることへの防止の触であったと解せられる。

三

御免勧化は寺社の修復に際しその費用捻出の有効的方途のひとつであった。為に各寺社は競って御免勧化願を提出したが、その許可は前述した如く、寺社の格合、つまり徳川家との由緒の軽重に応じてなされることが原則であった。

寺社の格合とは、あくまで幕府側が設定したもので、宝暦八年八月、寺社奉行へ渡った触(11)がよくその点を示している。

惣て寺社之分、前々　公儀より御修復被　仰付候場所々并御金博木類被下或は勧化開帳等　御免、助力を以致修復候箇所々共、此度一統不洩様相調、右寺社之格合、御由緒之軽重、寺社之多少并御修理金被附置候分委ク相糺、去丑年相達候書付之趣を以致作略、自今共御修復可被　仰付分、又は御金博木類被下或は勧化開帳等御免可被仰付分、其外共ニ委ク認分、帳面ニ仕立、可被差出候

宝暦八年八月以前において幕府諸助成策にあずかった寺社に関し、寺社の格合、徳川家との由緒の軽重、修理金の支出の有無、等の観点から調べ評議し直し、今後とも幕府直営にて修理する寺社、御金博木類を下賜する寺社、勧化開帳等を与える寺社、と分類し帳面に仕立てるよう寺社奉行に対し命じている。ここに認め分けられた寺社のランクは公的には寺側に周知された訳けではなく、寺社奉行所へ各種助成の願書が提出された際寺社奉行がこの格合を考慮して運用すればよいものであって、あくまで寺社奉行の心得としての性格を有するものであった。従って寺社側にしてみると、幕府側の心積りとしてあった格合と自から意識する格合が同一レベルで合致していたかどうかの疑問が残る。このあたりの問題を、御免勧化導入に当っての寺社側の評価という観点から若干の史料を紹介するとともに検討をしておきたい。

相州鎌倉建長寺は巨福山建長興國禅寺と号し臨済宗鎌倉五山第一位の寺格を有する古刹である。開基北条時頼、開山蘭渓道隆をして建長五年我国最初の禅宗専門道場として創建された。近世における同寺は家康により寺領九五貫八四〇文余を寄進されたが、境内塔頭及び末寺に配分したため本山の分は僅十貫文であり、境内諸伽藍の維持にはさまざまな労を強られていたようである。安永六年に開山国師五百年遠忌を控えた明和年間には諸伽藍の修復が計画された。の建長寺は諸伽藍が大破していたといい、遠忌も近ずいた為明和七当時年には寺社奉行の許可を得て深川八幡境内で出開帳を行ったが(12)思うにまかせず、自力再建不可能との判断から再び公儀助成を願って行くことになる。

まず、公儀諸助成策のうち何にあずかろうかとの方針は『福山常住日記牒』[13]（明和七年～八年の冊）の明和七年五月十二日条に

十二日、自山門於龍源庵、江戸 牛込茗門院 大仙和尚饗応有之候、出世方役中為相伴会席、其席ニ御公邊江御修復相願候手筋彼是御相談被成候、先、御修復御願申、不相叶候ハヽ或ハ拝借金、又ハ御府内家別勧化、又ハ冨願杯か、様子次第手段も相替へ候様ニ大仙被申候、……（略）

とあり、①幕府直営の修理、②拝借金、③御府内（江戸）家別の勧化、④冨興業、との四つの方途を寺社奉行所の出方により段階的に行っていくことが決った。この段階的諸策は取りも直さず幕府の心積りとしてある格合に対応する助成策である。この時点では、建長寺自からの格合をどのあたりに置いていたかは定ではないが、できうるならば幕府直営の修理を望でいた。

そこで、明和七年六月「乍恐以書付奉願上候事」[14]との願書を寺社奉行所へ提出した。願書は禅居庵以下二三の塔頭の連名と惣代として千龍庵・龍峰庵・龍源庵の連名をもって認め、前段において建長寺の寺歴や徳川家との由緒を述べた後、

…（略）…殊ニ近年諸堂悉ク及大破、別而先年御建立被成下候御祈禱殿并山門惣門等、甚零落仕候、就中山門之儀最早倒レ懸リ候得ゟ、難捨置、近来再建之志願茂仕候得共、右之仕合故中々相届不申、一山之者共居なから其衰敝を見ニ不忍、甚以難儀至極ニ奉存候、ケ様ニ諸堂次第ニ零落仕候而ゟ、佛法相續不可有怠慢之　御文言如何相守リ可申哉と恐入、不堪悲嘆ニ奉存候、依之此度一山之衆評「」[虫]諸堂　御修復奉願上候、偏ニ以　御慈悲右之趣被為　聞召分、願之通リ致為　仰付被下置候ハヽ、一山一同難有仕合ニ奉存候以上

とあり、公儀による祈禱殿、山門、惣門の修理を願っている。しかしこの願は取り上げられず第二段階の拝借金を得て修理を行う方向に転じる。『福山常住日記牒』明和 七年 七月 廿九日の条に「…（略）…公邊御願之筋茂滴長老開口、彼是衆評有之候、先、此後者大方拝借金被願候様相談之趣ニ候」と前述の願書が取り上げられず拝借金願へ一山の衆議が決ったと記している。そして、これにもとずき一山惣代千龍庵、龍源庵の連名を以て明和七年九月『奉願口上覚』[15]なる再願書が寺社奉行所へ提出される。再願書は先の願書とほぼ同様の文言で認められるが、「……御金千五百両御拝借奉願上候、御上納之儀ゟ寺領之分不残引のけ、物成を以、壱ケ年ニ金百五拾両宛十ケ年之間、急度御上納可仕候」と諸堂修復に当って千五百両の拝借と返済の方途が書き添えられている。

この再願書提出に当って、寺社奉行所の対応は必ずしも好意的でない様子がみられる。『福山常住日記牒』（明和七年～同八年）に

一庚寅年（明和七年）九月廿七日、山門方役位衆再願之儀、先掛之寺社御奉行土岐美濃守殿江願書持参被致、社役加藤半左衛門對談、拝借金願之筋委支被相頼候「」[虫]、半左衛門申候ゟ、ケ様成願ゟ日光御社参前ゟ一向取上不申候得共、先願書美濃守ニ見セ可申由請取置、早速ニゟ相叶申間敷、手間取可申段申候、同十月五日寺社奉行美濃守殿ゟ召状ニ而、明六日牧野越中守御内寄合ニ可罷出由申来、

翌六日、龍源和尚千龍丈室、牧野越中守御内寄合江罷出候所、寺社奉行衆四人列座ニ而呼出有之、右願書役人一返讀候上ニ而、掛之管守美濃守殿被申候ゑ、追而可及沙汰ニ候間、罷帰候様ニ被仰、御取上有之御窺ニ相成候由ニ候

とあり再願の件については即決はせず保留ということになった。その後、十月十一日には「飛脚来、土岐美濃守殿ゟ被仰渡由、諸堂零落之間数并古伽藍之指図筥入置候様ニ申来、十二日、自早朝大工両人ニ而不残間数相改、書付ニ指図相添遣候」[16]と修復箇所の具体的間数と建長寺の往時の伽藍図を再願に対する寺社奉行所の判断資料として提出することが命ぜられた。しかし、翌明和八年一月廿七日、龍源和尚が寺社奉行四管守列席の内寄合に呼出され、「御祈禱殿其外大破ニ付、御祈禱相勤兼ニ付拝借金願、此儀ゑ此節難相成候間、八ケ国五ケ年之間、勧化御免被仰付候」[17]と千五百両拝借の再願に対し八ケ国五年の勧化が申し渡された。

建長寺が幕府助成にあずかろうとした段階的助成策のうち、幕府直営の修理や拝借金による修復は実現を見ず、三番目の方途であった御免勧化の助成策が得られた。このようにして得られた御免勧化であるが、同年一月廿七日条に「右願書公儀ニ相止り、思召之程難有儀ニ候、即日四管守為御礼被相廻候」と願が公儀へ届いたことを喜んでいる。また、一月廿八日条には「千龍丈室客殿再建ニ付兼而帰山之筈ニ候所、右之趣山中江為吉報帰山」とあり、御免勧化の許可があったことを吉報としてとらえているなど建長寺側にとっては思の外の成果であったことを示している。しかし、この吉報を山中へ報告し衆議を催したところ

一、二月朔日、右勧化御免被仰付候儀、山中江為披露旁衆議相催候、此節昇山在府ニ付、頭西堂ゟ右之趣山中江為披露衆議(ママ)傅々、先、一段願之趣相叶公儀思召之程難有儀ニ候得共、勧化巡行ゑ失脚大分相掛リ、助成ニ茂相成兼候間、格合之能勧化御触等相尋日記等穿鑿有之候得共、格別之儀茂無之…(略)…

と、衆議が転変した様子が記されている。御免勧化といっても諸国巡行の勧化である以上費が多く助成にもならないという点で、この御免勧化に対する評価が取沙汰され、山内の一部にはある種の不満があったものと考えられる。その一因は、明和七年六月の出願書に「……先年御建立被下候　御祈禱殿并山門惣門等零落」しているとの文言にもある通り、御祈禱殿（仏殿）一宇は徳川家が造営したものであり[18]、本来ならば幕府が直接修復してしかるべきとの見解があったのかも知れない。ともあれ山中の不満は前記史料等からは明確にはならないが、強く言えば、頭初建長寺が狙った助成策が御免勧化の助成策へと下げられたことと無関係ではなく、幕府側の設定した格合と助成策に対し建長寺側が自から考えていた格合と助成策のズレが想起されるのである。

四

幕府の心積りとしてあった格合と助成策、寺社自からが考える所の格合と助成策は大方の場合合致しないようである。建長寺の場合

はそれを承知の上で御免勧化を導入したのであり、建長寺側にしてみれば御免勧化の格合の寺院として妥当な評価であったかも知れない。しかし、他方では御免勧化の寺格層ではないと自からが考えている興味深い例もあるので紹介をしておく。

相州鎌倉光明寺は天照山蓮華院光明寺と号する浄土宗の寺院である。仁治元年鎌倉に入った良忠（記主禅師然阿良忠）のため北条経時が一寺を開いたのが前身であると伝う。近世における同寺は天正十九年門前の永十貫文の地を家康から寄進され、延宝三年には三浦郡柏原村にて寺領百石を追加、また日向延岡・陸奥湯長井領主内藤氏から二百石の寺領を寄進されている。[19] また、家康が浄土宗学問所関東十八檀林を定めた際第一位となり近世を通じてその格を有した。

享保年間光明寺では諸堂が大破しその再建にあたって江戸市中で開帳が行なわれた。[20] その後開山堂である記主堂が大破したため修復にとりかかるが、その際御免勧化導入が取沙汰される。この経緯は同寺の『記主堂修復帳』（元文四年～寛保三年、洞誉上人代）に詳記されているので、同帳をもとに御免勧化と光明寺自からが考える格合の関係を述べてみたい。

記主堂修復について宗門役者との衆議が増上寺で催された。そこで、光明寺では過去七年のうち三度も勧化が行なわれていて、此度の修復を宗門内の組織によって勧化を行うとのことは進納が少ないと予想されるので御免勧化を蒙る方途がよいとの意見が建議され、御免勧化願を提出する所となった。この時点では「近年南都興福寺之儀有之候間、御免勧化願被成候而可然存候」と南都興福寺が御免勧化を受けているので、光明寺も当然同様に御免勧化を得られると考えており、光明寺が御免勧化以上を与えられる寺格との認識があった。しかし、その後光明寺役者説岡和尚と増上寺役者念潮和尚が対談をした結果御免勧化願を取り下げることとなった。その経緯を記した箇条があるので厭ずに引用しておく。

一同十三日晩方、説岡和尚念潮和尚江御對談被仰候趣ゑ、今般記主堂修復ニ付御免勧化相願候様御料簡ニゑ御座候得共、相障候儀御座候付、御願上間敷候間、御奉行所江御内意被仰候段忝存候得共、御断被成御停止ニ被成可被下候、相障候儀と申ゑ、御府内有之候十夜講中、光明寺檀方同前ニ而諸事取持助力ニ罷成候所ニ、御免勧化願候ハヽ、十夜講中茂相止、何ニ而茂於光明寺之儀ゑ諸事取持申間敷候、其詮ゑ御免勧化と申者、小坊跡小社等之建立ニゑ願下而毎日之様ニ町々江相廻候故、其日暮之寺院方之致事ニ御座候、左候得ゑ、光明寺之儀ゑ六派惣本山と申紫衣寺格別之訳故御取持茂申上候、然ル処ニ御免勧化等被成候而者御威光下リ候様ニ存得心不仕候、勿論随従之僧侶共茂得心不仕候、随従之者得心無之候而者致世話候者無御座候故、自身ニ相廻り候儀ゑ不罷成候、旁以難願筋ニ御座候間、御料簡ニ共御座候得共得御願申間敷候、畢竟御免勧化致候而者外見不宜、却而物入多損失多永々光明寺之為ニゑ却而罷成不申候、依之十夜講中も得心不仕候、且又南都興福寺勧化之儀と被仰候得共、彼勧化とゑ天地違候、若興福寺勧化之通ニ御座候ハヽ、幾重ニ

茂御願可申上候得共、夫とゝ相違致候勧化之事故、取持致世話候者茂無御座候間、寺社御奉行所江も御用意被仰候ハヽ、可然様御断被成御止可被下候

光明寺御免勧化の方針が急拠中止との方向転換は、光明寺の御免勧化が同寺にふさわしくないとの見解に立ったからである。その理由は御免勧化というものは、小坊小社等の建立にふさわしい法であって「其日暮之寺院」が行うべきもので光明寺の如く格のある寺院においては「外見不宜」光明寺のためにはなんら得る所が無いということによる。このことは光明寺が御免勧化を受ける寺格ではないということを示している。そして光明寺自からの寺格は、庶民によって組織されている十夜講中にまで浸透している点、この問題が光明寺の組織全体としての意識でもあった。

光明寺が御免勧化を受けられる寺格層にはあったにせよそれを敢て受けずに至ったのは、幕府の心積りとしてあった光明寺の格合と光明寺自からが描く格合のズレがこうした結果をもたらした一因であろう。尤、興福寺勧化と同様な条件であれば御免勧化を受け入れてもよいとするが、興福寺勧化はその触書[21]にもある如く、大坂・京に勧化所が設置され諸国巡行をしない勧化が認められているので、この興福寺勧化と同様の条件は得られまいとする判断が光明寺側にあったことゝも関連しているのであろう。ともあれ光明寺記主堂修復は幕府の助成策である御免勧化を受けず宗門内組織を通した従来の私的勧化で行なわれて行くのである。

五

幕府が心積りとして設けていた寺社の格合と助成策に対し、当該寺院自から考える格合と助成策の意識の相違について、断片的な史料を通してではあるが述べてきた。そして、幕府の心積りとして設定した格合と寺院側が考える格合とは多くの場合合致するものではないことを窺い得たと考えている。これは幕府のより効率のある助成策にあずからんが為、各当事者側が徳川家との由緒関係を誇大にして願書等を認めるという史料的限界があることにもよる。とともに、幕府の助成策にあずかろうとするのは、当時者側が遠忌などの為急拠費用を捻出しなければならないという条件下にあってみれば、自からの考える格合より下の助成であっても受け入れざるを得ないということもあってその差違を生じせしめていることもあろう。しかし一方、光明寺の如く、敢えて御免勧化を受けず自からの寺格にふさわしい方途を撰択したのは、今後共自からの寺格を維持するという姿勢のあらわれである。こうした寺格保持の意味や意義を近世宗教上の問題としてとらえ直すことが今後に残された課題であろうと考えている。

最後になってしまったが、小稿を成に当り、所蔵史料の披見を許された各寺院、ならびに『記主堂修復帳』(光明寺所蔵)の所在をご教示いただいた猪野寿子氏、史料調査にご高配をたまわった鎌倉国宝館、及び史料調査にご助力をいただいた本館井上久美子氏、同鳥居和郎氏の各位に対し御礼を申し上げたい。

註

(1) 拙稿「御免勧化と近世寺社政策―円覚寺御免勧化について―」『鎌倉』46号　鎌倉文化研究会　昭和五九年七月
拙稿「近世御免勧化政策と寺社の格合―助成勧化と助力勧化の関係について―」『日本宗教史研究年報』第六号掲載予定

(2) 拙稿「近世御免勧化政策と寺社の格合―助成勧化と助力勧化の関係について―」『日本宗教史研究年報』第六号掲載予定

(3) 『御触書寛保集成』一一九一文書　高柳真三・石井良助共編　岩波書店　昭和三三年

(4) 『御触書寛保集成』一二一六文書

(5) 『御触書天明集成』二三九七文書

(6) 円覚寺所蔵『鹿山公私諸般留帳』(天明元年の冊)

(7) 『御触書寛保集成』一二一九文書

(8) 『御触書寶暦集成』九四〇文書

(9) 『御触書寶暦集成』九七六文書

(10) 『御触書天明集成』二一二八文書

(11) 『御触書寶暦集成』九八六文書

(12) 比留間　尚『江戸の開帳』吉川弘文館　昭和五五年

(13) 建長寺所蔵文書。所謂『参暇日記』といわれるもので、本山宗務が幕府触書や末寺からの諸事願等を日次にして記してある。

(14) 建長寺所蔵文書『福山常住日記牒』(明和七年～同八年の冊)

(15) 前掲註と同じ「去申年落筆分書此」とあり明和八年一月分のところにある。

(16) 前掲註と同じ　明和七年十月十一日条

(17) 前掲註と同じ　明和八年一月廿六～廿七日条

(18) 建長寺祈祷殿(仏殿)と唐門は芝増寺の霊屋を正保四年に譲り受けたものである。霊屋は徳川秀忠夫人崇源院の霊を祀っていたが、夫人の死後二十年を経た正保三年九月に造替られた時それを建長寺が譲り受けたものであるという。唐門も崇源院霊屋に附属した建物であったと見られている。(『巨福山建長寺』建長寺刊　昭和五二年五月による)

(19) 『鎌倉市史』(社寺編)吉川弘文館　昭和四七年

(20) 『開帳差免帳』(旧幕引継書　国会図書館蔵)享保十九年秋の項に次の如くにある。

相州鎌倉
光明寺
右惣門中門其外、所々及頽破、修復自力ニ難叶ニ付、来寅七月朔日より九月朔日迄、本堂中尊、開山記主禅師真影、祈祷堂阿陀如来幷弁才天像、善導大師之真影、於御當地開帳仕度旨、正月河内守方江願出、同二月十六日玄蕃頭寄合(ママ)免免之

(21) 『御触書寛保集成』一一九三・一一九五文書